

議案第103号

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年11月29日提出

平成29年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とする。

附則第11項中「附則第3項及び第5項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第8項」を「附則第10項」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第9項を附則第11項とし、附則第8項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項と

する。

附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。